

市内業者及び準市内業者の認定要領

(趣旨)

第1条 小矢部市の建設工事等入札参加資格者名簿に登載された者（以下「資格者」という。）を市内業者又は準市内業者（以下「市内業者等」という。）として認定するに当たり、必要な事項を定める。

2 前項の認定結果は、一般競争入札の参加資格条件又は指名基準における資格者の営業所等の所在地に関する条件として活用する。

(定義)

第2条 市内業者とは、小矢部市内に本店又は本社（以下「本店等」といい、建設工事にあつては、「主たる営業所」として建設業法の規定による許可を受けていること。）を有している業者をいう。

2 準市内業者とは、小矢部市内に支店又は営業所（以下「支店等」といい、建設工事にあつては、建設業法の規定による許可を受けた営業所であること。）を有し、本店等から年間委任状が提出され、請負契約の見積り、入札、契約締結等の契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいう。

(認定要件)

第3条 市内業者等として認定するに当たり必要な要件は、本店等又は支店等が次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 事務所としての形態を整えていること。

ア 事務所は事業用の建物（兼用住宅のうち、居住部分と事業用部分が完全に分離し、かつ、入り口が別であるものを含む。）であること。

イ 事務等を執り行う机、椅子その他の事務用什器及び電話、ファックス等の通信機器、複写機その他の事務用機器が専用で具備されていること。

ウ 事務所の所在を明らかにした看板や表札が表示されていること。

(2) 営業活動を行い得る人的配置がなされていること。

ア 責任者が存在し常駐していること。

イ 建設工事にあつては、建設業法の規定に基づき、登録工種に係る技術者が専任で配置されていること。

(3) 営業に係る帳簿類や職員の出勤簿を備えていること。

(4) 常時連絡が取れる体制となっていること。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本店等又は支店等と認めないものとする。

(1) 配置人員が市外の本店などと兼務になっており、不在の状況が頻繁となっている場合

(2) 常時不在転送電話になっている場合又は単なる取次ぎや単なる連絡員を配置している場合

(調査票の提出)

第4条 市長は、前条の認定をする上で必要と認めたときは、市内業者等に該当する資格者に対して、事務所に係る調査票（様式第1号。以下「調査票」という。）の提出を求めることができる。

2 市長は、提出を受けた調査票に基づき、当該事務所を訪問し、現場の確認や聴き取り等の実態調査を行うことができる。

(認定の取消し等)

第5条 市長は、調査票を提出しない者、実態調査に協力しない者又は実態調査によって第3条の要件を満たしていないと認められる者に対しては、市内業者等としての認定を行わない。また、既に認定を受けている場合にあつては、その認定を取り消すものとする。

2 実態調査の結果、調査票の内容に虚偽が判明した場合には、小矢部市入札参加資格者指名停止基準別表第1-(1)（虚偽記載）に該当するものとして、必要な措置を行う。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行日)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。